

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の活用について

(平成24年6月29日一部改正平成26年4月1日国土交通省自動車局)

標記ガイドラインのうち、特に重要な事項について下記のとおりとりまとめました。

貸切バスの契約の際には、下記「1」の各事項について確認するとともに、標記ガイドラインに掲げられた他の事項についても貸切バス事業者から説明を求めるなどしてください。特に安全上不安のある事業者(行政処分等を受けた事業者)から調達するに当たっては、「2」の方法によるなど、現に安全性が十分配慮されていることを確認するようにしてください。

※「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の詳細については、
「http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html」をご覧ください。

1. 標記ガイドラインにおける特に重要な事項

確 認 項 目	ガイドライン 該当ページ
★貸切バス事業者安全性評価認定(セーフティバス)の取得基準 公益社団法人日本バス協会が安全性や安全の確保に向けた取組状況を点数化して評価し、☆の数(最高☆☆☆)で認定(認定は2年間の更新制)・公表。 ※未取得事業者においても、安全に対する取組状況として確認して下さい。 ○安全性に対する取組状況 ・アルコールチェッカーを使用した厳正な点呼等 ○事故及び行政処分の状況 ・過去2年間に加害責任のある死傷事故を発生させていないこと ・行政処分の状況(累積点数)等 ○安全マネジメント取組状況 ・輸送の安全確保の責任体制等 (取得事業者については、以下のURLから御確認ください。) (http://www.bus.or.jp/safety/pdf/20140801_nintei_jigyosha_list.pdf)	P6
★行政処分の有無 (以下のURLから、事業者名で御検索ください。) (http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi)	P5～6
★任意保険・共済の加入 ①対人:無制限 ②対物:200万円以上	P6
★安全に配慮した無理のない行程の作成 旅行の行程は、貸切バスの運行速度、運転者の運転時間や休憩時間等を決定するものであり、法定速度の遵守や過労運転防止等の観点から輸送の安全に直結します。 貸切バス事業者との事前の打合せを十分に行ってください。	P9

2. 貸切バスの調達に係る入札等における留意点(ガイドラインP.13～14)

平成26年4月より新しい運賃料金制度が開始されました。

このため、公共機関の契約は一般競争入札が基本とされるなど、(予定価格の範囲内で)最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手とすることになっていますが、地方運輸局長が定める公示運賃の下限を下回る運賃で落札・契約となった場合は、運行に必要な安全コストが計上されておらず、よって利用者の生命・身体の安全が十分確保されない状態の恐れがあることに十分ご注意ください。

また、調達に当たっては契約当事者として利用者側の注意義務を果たす観点から、仕様書を作成する際は、届出運賃(地方運輸局長が定める公示運賃の範囲内で貸切バス事業者が定めた運賃)により入札額を積算した旨の確約書や納税証明書の提出、更に行政処分等を受けた事業者に対しては、その改善状況の聴取などの条件を明記するなど、安全性等を考慮した選定方法を検討して下さい。